

# 第1回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

## 1 日 時

平成29年9月26日（火） 午後6時30分から

## 2 場 所

南館8階中会議室

## 3 出席者

- ・福田公教委員
- ・今井美紀委員
- ・井元真澄委員
- ・大黒好栄委員
- ・原田茂樹委員
- ・梶 武委員
- ・三角智昭委員
- ・城谷 星委員
- ・河井副市長
- ・佐藤こども育成部長
- ・西川こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長
- ・幸地学童保育課長
- ・村上保育幼稚園事業課長
- ・九鬼学童保育課課長代理兼学童保育係長
- ・大石保育幼稚園事業課課長代理
- ・中路保育幼稚園総務課課長代理
- ・杉本学童保育課保育指導主事
- ・三好学童保育課管理係長
- ・西田保育幼稚園事業課認定係長
- ・北川保育幼稚園総務課管理係長
- ・保育幼稚園総務課管理係西川

## 4 案件

- (1) 会長・副会長の選出について

- (2) 審議会の公開・非公開について
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに学童保育室利用料の制度・仕組みについて
- (4) その他

## 5 発言要旨

(西川次長) ただいまから、第1回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開会させていただきます。開会に当たりまして、茨木市副市長河井豊から、ご挨拶申し上げます。

(河井副市長) 皆さん、こんばんは。本日は第1回目の茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には夕刻のお疲れのところ、また大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、このたびは委員としてご就任をお願いいたしましたところ、市民公募の皆様を初め9人の皆様にお引き受けをいただきました。まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

近年、よく言われていることですが、少子化が急速に進展をするとともに核家族化や共働き家庭の増加、地域での子育て力の低下などに伴いまして、教育・保育に対する市民ニーズはますます多様化してきております。このような中にありまして、本市では保護者の皆さんにこのまちで子育てができてよかったと実感していただけるよう、さまざまな施策の推進に努めているところでございます。

保育と申しますと、学童もそうですが待機児童ということが一番テーマに挙がっておりまして、本市におきましても一定数お待ちいただいている状況でございますが、こちらにつきましては施設整備のほうに、また新たな事業というところで受け皿のほうを計画的に増やしていくと、そういった対応に努めているところでございます。

この審議会におきましては、いわゆる保育料のほうでございます。これが現行の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等、ややこしい言い方になっておりますが、いわゆる保育料のことでございます。それと学童保育室の利用料、これにつきましては、一定、平成26年度末に茨木市こども育成支援会議に諮りまして、条例において定めまして、平成27年4月1日から施行しております。ただ、2年余りが経過しております。ただ、それぞれ料金の額の

ほうは、保育料につきましては平成 21 年度からほぼ今の額で変わっておりません。もう少しさかのぼりましても、保育料のほうはそれほど変わっていなかったというところがございます。

また、学童保育の利用料につきましても、平成 15 年度から現在の額というところに来ていたところがございます。

そういった状況の中で、このような利用料が受益者負担の観点から適正な負担となっているのか、また保育所等における延長保育料や実費徴収金のあり方など、改めて見直すことが必要な時期であるというふうに考えております。

ただ、特に今の時期、報道等におきまして経済財政諮問会議などで幼稚園・保育所の費用の無償化といったことが話題になっております。これにつきましては、月が明けまして 22 日云々と言われておりますが、そういった状況も踏まえつつ、いろいろな展開があるんだろうなと思っはいるところがございますが、そういう状況は少し横目でにらみつつも、今回につきましては、一定現在の枠組みの中での適正なあり方といったところで、ご議論をいただきたいというようなどころでございます。

本審議会におきましては、さまざまな角度からのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日、第 1 回目でございますが、本日は諮問に先立ちまして、保育所等及び学童保育室の本市の現状と課題、また、利用者負担額につきましては平成 27 年度に開始されました国の子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の仕組み・制度につきましても、あわせてご説明をさせていただきまして、そういったことをご参考に 2 回目以降ご審議をいただきたいと考えているところがございます。

いずれにいたしましても、委員の皆様方には何かとご苦勞をおかけいたすことと存じますが、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(西川次長) 本日は、第 1 回目の審議会となりますので、会長を選出いただくまで、事務局において進行させていただきたいと存じます。

それでは、本審議会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

**【委員を配席順に紹介】**

- ・市民公募 今井 美紀 委員
- ・関西大学 人間健康学部准教授 福田 公教 委員
- ・梅花女子大学心理 こども学部教授 井元 真澄 委員

- ・茨木市PTA協議会 副会長 大黒 好栄 委員
- ・社会福祉法人茨木市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長  
原田 茂樹 委員
- ・茨木市私立保育園連盟 会長 三角 智昭 委員
- ・茨木市民生委員児童委員協議会監事・豊川彩都西地区委員長  
梶 武 委員
- ・茨木市私立幼稚園連合会 会長 城谷 星 委員

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど、ご挨拶を申し上げました

- ・茨木市副市長 河井でございます。
- ・こども育成部長 佐藤でございます。
- ・保育幼稚園総務課課長代理 中路でございます。
- ・管理係長 北川でございます。
- ・管理係 西川でございます。
- ・保育幼稚園事業課長 村上でございます。
- ・課長代理 大石でございます。
- ・認定係長 西田でございます。
- ・学童保育課長 幸地でございます。
- ・課長代理 九鬼でございます。
- ・保育指導主事 杉本でございます。
- ・管理係長 三好でございます。

最後に私、こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長の西川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、市民公募の檜本佳子様は所用のため、本日は欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日の案件に入らせていただく前に、本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

委員総数9名のうち、8名の委員の皆様のご出席をいただいております。よって、当審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立いたしております。

それでは、案件1、会長・副会長の選出について、お願いしたいと存じます。

お手元に配付しております資料1「茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会規則」をご覧ください。

資料のほうをご覧ください。第5条第1項「審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。」により、会長及び副

会長は、委員の互選により選出するということになっております。  
会長・副会長につきまして、どのような方法により選出させていた  
だければよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

(三角委員) 三角です。指名推薦の方法がよいのではないのでしょうか。

(西川次長) ただいま、指名推薦の方法がよいのではないかとのご発言がご  
ざいしましたが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

(西川次長) それでは、会長・副会長の選出につきましては、指名推薦による  
方法を採用させていただきたいと存じます。

どなたか、適任と思われる方のご推薦をいただきたいと存じます。

(原田委員) 原田でございます。審議会の内容を考えますと、学識経験者で  
社会福祉学、また子ども家庭福祉論を研究されておられます関西大  
学の准教授の福田委員に、また、同じく学識経験者で社会福祉、そ  
れからソーシャルワーク、相談援助を研究されておられます梅花女  
子大学の井元委員に副会長をお願いできればと思いますが、いかが  
でしょうか。

(西川次長) ただいま、会長に福田委員を、副会長に井元委員を推薦する旨  
のご発言がございましたが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

(西川次長) 異議なしとのことでございますので、福田委員に会長を、井元  
委員を副会長に決定させていただくことにつきまして、ご異議はご  
ざいませんでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

(西川次長) ありがとうございます。全委員のご賛成をいただきましたので、  
福田委員を会長に、井元委員を副会長に決定させていただきたいと  
存じます。それでは福田会長、会長席のほうへお移りいただきます  
よう、よろしく願いいたします。

以上で、案件1、会長・副会長の選出を終了いたします。

それでは、福田会長から就任に当たってのご挨拶をいただき、議  
長として、議事進行をお願いしたいと存じます。

福田会長、どうぞよろしく願いいたします。

(福田会長) 失礼いたします。会長に選出されました福田でございます。ど  
うぞよろしく願いいたします。

先ほど、副市長のほうからもお話がありましたように、このまち  
で子育てができてよかったと、そう思えるように利用者の負担額見  
直しの時期が来ておるといふこととございしますので、現状の課題

等々を理解しつつも適正な利用者負担額、どこらあたりになるのか、慎重にかつ活発にご審議いただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、これから座って説明させていただきたいと思います。

それでは早速ですけれども、案件の2、審議会の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

(西川次長) 資料2「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。当指針第2により、公開の対象となる会議を、第3により、会議の公開の基準が規定されており、第4において、公開・非公開の決定については、審議会で決定することとなっております。

(福田会長) ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。本審議会の公開・非公開につきましては、同指針に基づき原則公開とし、非公開の事案があれば、その都度本審議会で諮って決定してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

(福田会長) ありがとうございます。それでは、本審議会は原則公開とすることに決定いたしました。なお、公開については傍聴を初め、会議録等の公開も含むものとなります。また、会議録については発言者につきましても、お名前に委員をつけて表記させていただきますので、あわせてご了承をお願いいたします。

それでは、傍聴者がおられましたら、入場いただいて結構です。

#### 【傍聴者入室】

それでは、案件3、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに学童保育室利用料の制度・仕組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

(西川次長) それでは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに学童保育室利用料の制度・仕組みについてでございますが、本審議会への諮問に当たりまして、まず平成27年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度における保育所等の利用者負担額や学童保育室利用料について、本市の現状や課題、また構造等について説明させていただきたいと存じます。

まず、学童保育室利用料について説明させていただき、続いて特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、各担当からご説明申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(三好係長) 学童保育課管理係長の三好でございます。座って説明させていただきます。

それでは皆様、資料5「学童保育事業について」をご覧ください。

1 ページをお開きください。

初めに茨木市で学童保育事業と呼んでおりますのは、児童福祉法では放課後児童健全育成事業として規定されております。同様に国で放課後児童クラブと定められているものは、茨木市では学童保育室と呼称しております。条例との関係で、両方の用語がこの説明の中で混在いたしますが、ご了承ください。

では順に、茨木市の学童保育事業についてご説明いたします。

本事業は児童の安全・安心な居場所づくりと、生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的としております。

入室要件といたしましては、午後5時ごろまで保護者が就労、疾病等で家庭に不在である状態が月間15日以上あり、その状態が3カ月以上継続すること、また、茨木市立の小学校に在籍しているか、または大阪府立特別支援学校に在籍し保護者による送迎が可能な児童であることとしております。

対象学年は小学校の1年生から3年生としておりますが、支援学級または特別支援学校の児童につきましては、3年生から継続入室している場合、最長6年生まで入室いただくことができます。

開室時間は、ふだんの日は授業の終了後から午後5時まで、土曜日及び学校休業日は午前8時15分から午後5時までで、延長利用登録をされている場合は最長午後7時までとなっております。午後5時までの児童は集団で下校いたしますが、延長利用の場合は保護者の方のお迎えが必要となっております。月曜日から土曜日まで開室をいたしておりますが、日曜日、国民の祝日、祝日の振替休日、12月29日から1月3日、新年度の準備日といたしまして3月31日を閉室日としております。

続きまして、2ページをお開きください。茨木市立小学校32校のうち、山間部にごございます清溪小学校及び忍頂寺小学校を除く、表に記載しております30の小学校で、プレハブ等の専用建物や校舎内の教室を借用して学童保育事業を実施しております。表の左から順に、学童保育室の名称、所在地、入室児童数を記載しており、入室児童数につきましては、ことしの5月1日時点のものでございますが、最少23人から最大で133人、市全体で2,308人の方に入室いた

だいております。なお、資料全体を通しまして、児童数につきましては各年度の5月1日時点の数字を記載しております。

その隣にごございます支援の単位数と申しますのは、学校でいうクラス数のことで、入室児童数に応じて現在1クラスから3クラスで運営しており、市全体では62クラスとなっております。実施場所につきましては、専用建物か校舎内の借用教室か、いずれで実施しているのかに丸をしております。なお、3番の春日丘、9番の福井、21番の沢池につきましては専用建物と借用教室の両方で実施しております。

続きまして、3ページをお開きください。これは、ここ5年間の1～3年生の市立小学校の在籍児童数と、同じく1～3年生の学童保育室の入室児童数、その入室割合をグラフにしたものです。ご覧のとおり、小学校の在籍児童数につきましては、ここ5年、ほぼ横ばいの状態でございますが、共働き世帯の増加などにより学童保育室の入室児童数は大幅に増加しております。ここ5年で700人近くふえております。入室率につきましても、平成25年度には1年生から3年生までの2割弱だったものが、今年度につきましては3割近くまで伸びております。このことから、学童保育室の需要が高まっている状況であり、茨木市が目指します安心して子育てができる環境で次代の社会を担う子供たちを育むまちの実現のためには、今後もニーズに応じた学童保育事業を提供していくことが求められていると考えております。

続きまして、4ページをお開きください。平成27年4月から実施されました子ども・子育て支援新制度の中で、厚生労働省から放課後児童健全育成事業に関する基準が定められ、児童1人当たりの面積を1.65平方メートル確保すること、支援の単位をおおむね40人以下とすること、支援の単位ごとに放課後児童支援員を置くことなどを条例で規定することが市町村に求められました。なお、放課後児童支援員につきましては、茨木市では任期付短時間勤務職員として採用してございまして、この正規職員と、補助員であります臨時職員をあわせて学童保育指導員と茨木市では呼称しております。この規定を受けまして、茨木市におきましても茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。

また、新制度に従いまして、それまで基本的に1学童保育室1クラスであったところを、1クラスおおむね40人以下とするため、平



成 27 年度から 29 年度にかけて、順次分割を進めました。なお、このおおむね 40 人という考え方の考えですが、国の交付金が 36 人から 45 人の場合に基準額が最も高くなることから、45 人までをおおむね 40 人と解釈して分割を進めております。

分割改修の主な内容といたしましては、床を改修いたしまして、これまで机と椅子であったものを折り畳みのできる座机に変更いたしました。これにより、おやつや宿題のときには机を出し、また、けん玉などの際には机を片づけるなど、活動内容に応じてスペースを確保いたしております。また、プレハブで広い一部屋で 70 人までを受け入れたところにつきましては、パーティションを設置いたしまして、二部屋に分けてクラスを分割いたしました。そのほか、人数の多い学童保育室につきましては、教育委員会や学校と調整し、新たな余裕教室を借用しております。

続きまして、5 ページをお開き願います。こちらは子ども・子育て支援新制度導入前後の比較の表でございます。平成 26 年度は入室児童数 1,702 人に対しまして支援の単位は 32 クラス、1 支援の単位当たりの児童数は 53.19 人、46 人以上の支援の単位数は 32 クラス中 21 クラスございましたが、その後 3 カ年で計画的に分割を進め、平成 29 年度、今年度につきましては 30 学童保育室 62 クラスで、1 支援の単位当たりの児童数は 37.23 人となっております。また、今年度 46 人以上となっております 2 つの学童保育室につきましては、今年度改修し、来年度から分割予定でございます。

入室児童数は平成 25 年度と比べて今年度は 1.43 倍になっておりますが、新たな教室の借用等により児童 1 人当たりの面積は 1.65 平方メートル以上確保しております。

なお、下段には参考として新制度導入に係る主な経費を記載しております。新制度によりまして指導員数が増加しており、人件費も増加してきております。

続きまして、6 ページをお開き願います。茨木市の学童保育事業の主な現状と課題につきましてご説明いたします。

初めに事業費と利用者負担についてです。放課後児童健全育成事業の運営費につきましては、全体の事業費の 2 分の 1 を保護者、利用者が負担すべきものとして国は示しておりますが、茨木市におきましては、おおむね 4 分の 1 程度で推移しております。このことにつきましては、後ほど詳細に説明いたします。

次に、学童保育指導員の確保についてです。茨木市では 1 クラス

に2人の正規職員の学童保育指導員を配置しており、状況に応じて臨時職員の指導員を追加で配置しております。また、これらの指導員が休暇等により不在のときは臨時職員であります代替の学童保育指導員を配置しておりますが、右に書いております表のとおり、支援の単位数の増加とあわせまして必要な指導員数も増加してきており、学童保育指導員の確保が難しくなってきました。

次に、場所の確保についてです。入室児童数の増加により、現在の学童保育室では待機児童が発生する場合、学校の余裕教室を借用して対応しておりますが、学校によりましては新たな教室の借用が困難となる場合がございます。

7ページをお開き願います。まず、4番、こちらの民間の放課後児童健全育成事業者についてでございますが、平成26年度以前から茨木市内には民間の放課後児童健全育成事業者が2カ所ございましたが、平成26年度まで実施されておりました大阪府放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に、補助金対象は1小学校区に1事業所との制限規定があったため、民間事業者への補助につきましては国及び大阪府の補助金が使えず、市単独の補助金を交付しておりました。平成27年度の新制度開始からはこの制限規定が撤廃されまして、民間事業者の補助にも国及び大阪府の交付金活用が可能となりましたことから補助金を増額いたしまして、今年度は5カ所と事業者は増加してきております。市の学童保育室よりもこれら民間の事業所を希望して利用している方もおられまして、また市の学童保育室の入室児童数増加も抑えられておりますことから、引き続き民間事業者への補助事業を実施してまいります。

その他の課題といたしましては、新制度で求められております対象学年の拡大、また保護者から要望のございます長期休業中のみの利用、おやつ取り扱いについてなどの課題もございます。

それでは、8ページをお開き願います。ここからは、委員の皆様へに審議していただくに当たり、学童保育室利用料及び利用者負担の考え方についてご説明いたします。

8ページに記載しておりますのが現在の学童保育室利用料でございます。現在、本市の利用料は、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯及び市民税所得割課税世帯の4階層に区分し、利用料を定めております。その中で最も高い市民税所得割課税世帯の1人目を例に申し上げますと、月曜日から金曜日の利用で月5,000円、延長を利用される場合は追加で3,000円、合計月8,000

円となっております。最大の額となりますのが、月曜日から土曜日の利用で、延長も同じく月曜日から土曜日利用される場合で、合計月額 9,600 円となっております。なお、利用料につきましては、延長利用料の部分は平成 27 年度に延長時間を 18 時から 19 時に拡充した際に、月曜日から金曜日をそれまでの 2,000 円から 3,000 円に、月曜日から土曜日を 2,400 円から 3,600 円に、それぞれ引き上げを実施いたしました。基本利用料につきましては平成 15 年度に現在の額としてから見直しを行っておりません。

続きまして、9 ページをお開きください。

学童保育室利用料と利用者負担の考え方についてでございますが、左のグラフ、総事業費に占める利用料歳入の推移に示しておりますとおり、新制度が導入されました平成 27 年度から総事業費は増大しておりますが、入室児童数の増加により利用料歳入も増加しており、茨木市におきましては、学童保育室運営に係る事業費のうち利用料の占める割合につきましては、おおむね 4 分の 1 程度で推移しております。

一方、右の表、事業費負担の考え方にもございますとおり、国は平成 27 年 1 月の新制度に関する地域子ども・子育て支援事業についての説明会の中でも、放課後児童健全育成事業の運営費の負担の考え方といたしまして、全体の事業費の 2 分の 1 を保護者が、残りの 6 分の 1 ずつを国、都道府県、市町村が負担すべきものとして示しております。先ほど申し上げましたとおり、茨木市におきましては、総事業費のうち利用料の占める割合はおおむね 4 分の 1 程度で推移しており、国の示す考え方であります 2 分の 1 との乖離が大きい状態が続いており、これは課題であると認識をいたしております。

以上で、学童保育事業についての説明を終わります。

(福田会長) 事務局どうもありがとうございました。学童保育室利用料につきまして説明ありましたけども、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

すいません。事務局、ちょっと私のほうから幾つかよろしいですかね。先ほど 8 ページのところ、平成 15 年度から基本的な利用料について大きな見直しをしていないというふうな話がありましたけども、その平成 15 年度からあんまり見直していない、その背景みたいなものってございますでしょうか。

(幸地課長) 平成 15 年度から見直しがされていなかったということなんですけれども、27 年度から放課後児童健全育成事業として国のほうで全

国的に統一されてきております。それまでは各自治体のほうでそれぞれに実施をされて、今もいろんな形で実施はしているんですけども、そういう背景がございました。ですので、市独自の方法でやっていたということもございまして、利用料につきましては見直してきませんでした。

(福田委員) ありがとうございます。それでいうと、この大きな見直しについては、今回が初めてだというふうな理解でいいですかね。

(幸地課長) はい。

(福田会長) はい、ありがとうございます。

それから、もう一点。事業費の負担の考え方につきましては、この新制度になりまして、9ページにありますように、基本的な国の考え方として保護者が2分の1を負担するというのが原則だという説明がありましたけども、つまり平成15年以降、新制度になるまでその事業費負担の考え方について何か指針になるようなものっていうのはほかにあったんでしょうか。それとも、今、先ほど課長がおっしゃったように、それぞれ国とは別でやってたというふうな理解でいいんでしょうか。

(三好係長) 国の補助金の考え方、国がそれまでも放課後児童健全育成事業に対して補助金を市町村に対して出していたんですけども、その中では同じように事業費の考え方として、モデルケースとしての総事業費、それに対する保護者の負担割合が2分の1として計算した上で、残りの3分の1、全体の6分の1となりますように補助額を設定しておりましたので、一応その補助金の考え方の中ではそういった説明をされておりましたけれども、全体の事業として説明されたのは新制度以降というふうに捉えております。

(福田会長) ありがとうございます。そういうことでいいますと、基本的にはその新制度になる前の補助金の考え方としましても、事業費の負担の考え方は、国としては基本的には大きな変化はないという理解でいいですか。

(三好係長) はい。

(福田会長) はい、ありがとうございます。そうなりますと、平成15年度からこの9ページの図を見てみますと、平成24年度からのグラフがありますけども、それよりさかのぼって平成15年度からの具体的なその負担の割合というものっていうものはどこかで上がったたり下がったりしているのか、おおむねこの27年以前のもののところと大きく違いがないのか、そこらについてわかることがあれば教えていただ

きたいんですけども。

(三好係長) おおむねこのあたりのパーセンテージで推移をしてきております。

(福田会長) はい、ありがとうございます。そういうことでいきますと、平成15年度以降、基本的な利用者負担の考え方というものは、国が示しているものとそう大きな違いがないわけですけども、それまで負担の割合についてこれまで見直されてこなかったといえますか、大きく変更してこなかった背景っていうものが何なのかというのをもう一度教えてもらってもいいでしょうか。

(幸地課長) ちょっと重なるところもあるかと思いますが、一旦、26年度の子ども・子育て支援会議の中で、利用料の考え方、学童保育室利用料の考え方についてご説明させていただいた機会があったかと思えます。その際に、大規模教室の解消ということがありまして、分割運営をやっていきますというような市の方針もございましたので、まずはそこから整備をしましょうということで考えておりまして、そのときにご説明させていただいたのは、一旦、そちらの整備が済んだ段階で利用料を検討しますというような説明をさせていただいたかと思っております。なかなか国が交付金の基準として出しております2分の1というところ、利用者の方の2分の1負担というところにつきまして、深く検討する機会がなかったのかなというふうに考えております。

(福田会長) はい、ありがとうございます。そういう意味でいきますと、この新制度を迎え撃つという形で、改めてこの利用者の負担額について検討していきたいというのが、そういう意味でいう26年あたりから潜在的にありつつ、整備していく中で、この時期といえますか、今、改めてその利用者負担額をもう一度見直そうというふうな理解でよろしいでしょうか。

(幸地課長) それはそのように考えております。

(福田会長) はい、ありがとうございます。今回、特にこの利用者負担額について見直していくということですので、先ほど学童保育、全体の課題、いろいろあるなというところでもありますけども、今回、多分そこらは一応頭の片隅に置きつつ、それをベースとしながら額をこれからどうしていくべきなのか。そこは細かい制度設計、もしくは、これまでの経緯、課題を踏まえて、こちらのほうで議論いただきたいということかと思いましたので、細かいところを少し確認させていただきました。ありがとうございます。

すいません。私のほうからは以上ですけど。

それでは、井元委員、どうぞ。

(井元副会長) はい。7ページの4にございます民設民営放課後児童健全育成事業者、こちらの5カ所というのは、最初にご紹介いただきました30カ所とは別に5カ所があるという理解でよろしいんですね。そして、じゃあ、ここの5カ所については、今回は議論の対象外となるのでしょうか。この学童保育室の利用料だとか、指導員とか、その事業内容自体はこの5カ所も同じようにやっているのか、そして、この今回の議論の内容にも含めるのかどうなのか、この位置づけを少しご説明いただければと思います。

(幸地課長) 民間の放課後児童健全育成事業者さんにつきましては、保育所とは異なっておりまして、利用料につきましては市と同一のものではございません。独自に徴収をされているものでございますので、今回、皆様にご検討いただきたいと考えておりますのは、公設公営の30カ所、茨木市で実施をいたしております学童保育事業ということで、よろしく願いいたします。

(井元副会長) そうしましたら、この民設民営が近くにあるお子さんにつきましては、公設のほうに行くのかこの民営のほうに行くのかを選んで利用されてるという理解でよろしいんですね。

(幸地課長) はい。

(井元副会長) はい、ありがとうございます。

(福田会長) はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、原田委員、どうぞ。

(原田委員) 次回でもいいと思うんですけど、近隣市のいわゆる保育料というんでしょうか。それも参考に、もし資料的なものがあれば、周り、保護者の方は近隣のことも気にされながら云々ってということもあるかと思っておりますので、参考にと思っておりますので、もしありましたら、そういう資料もいただけたらいいかなと。

(福田会長) はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょう。そこらにつきましては。

(幸地課長) はい。ご用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

(福田会長) はい、ありがとうございます。それでは、また次までにどうぞよろしく願いしたいと思います。ほかいかがでしょうか。

はい。よろしければ、次に進みたいと思います。

続きまして、それでは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(中路課長代理) 保育幼稚園総務課の中路です。よろしく申し上げます。座らせて説明させていただきます。

資料6「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について」の1ページをご覧ください。

まずは、本市の保育所等利用者負担額等の主な現状と課題について説明いたします。

1つ目は、保育所等の利用者負担額、いわゆる保育料のことです。現在、本市では条例で保護者の負担を国徴収基準額の75%としており、25%分を市が負担するとしているのですが、歳入の実態としては保護者負担が70%程度となっており、条例で定めている割合と差が生じている現状があり、課題となっております。

2つ目に、特定地域型保育事業、0～2歳を預かる保育施設の利用者負担額についてです。本市では、主に小規模保育事業所が対象となりますが、こういった施設には敷地内に屋外遊技場がないなど、施設環境について勘案する必要があるとの考えから、保育所などの利用者負担額の70%から90%と定めております。

3つ目に、延長保育料（必要な保育時間を超えて保育を受ける場合に必要となる保育料のこと）や主食費（お米代）、一時預かり（一般型）保育料（園児以外の子どもを保育所などで一時的に預かるにかかるときの保育料のこと）です。利用にかかる金額の設定については、利用者の同意は必要となりますが、法令等に規定はなく、各施設で任意に設定できることから、公立保育所等は条例で保育料等を定めており、私立保育園等では各施設で設定しています。

2ページ目をご覧ください。4つ目に、一時預かり（幼稚園型）保育料、いわゆる幼稚園などで実施している保育時間前後などに在園児を対象に保育を受けるときにかかる保育料のことです。こちらも延長保育料などと同じく、法令等に規定はなく、各施設で利用料を設定しています。こちらも公立幼稚園等は条例で定めており、私立幼稚園等は各施設で任意で設定しております。なお、なお書きのところで、私学助成を受ける私立幼稚園は、特定教育・保育施設にあたらないので対象外となっておりますが、その説明をさせていただきますと、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。この制度に基づいて教育・保育を提供し運営している施設を特定教育・保

育施設といます。ただし、私立幼稚園については、この新制度か、これまでの私学助成の幼稚園として運営していくのかを選択できることになっており、従来の制度による運営をされている幼稚園についての説明になります。

5つ目には、制服代、文房具代などの実費徴収金、英語や水泳の授業など、特別な教育・保育にかかる上乗せ徴収金についてです。これらについても、利用者への説明や同意、上乗せ徴収金については文書での同意も必要となっていますが、費用については各施設で設定できることとなっています。以上が主な現状と課題になります。保護者等利用者負担額以外の部分につきましては、改めてご意見をいただきたく予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページをお開き願います。

ここからは、保育所等の利用者負担額について、委員の皆様へに審議していただくにあたり、まずは、その制度の仕組みをご説明させていただきます。

資料の図になりますが、まず①公定価格というものがあります。これは何かと申しますと、保育所や幼稚園、認定こども園などの特定教育・保育施設が、それぞれの施設で児童1人あたりを保育するのに必要な額のことであり、大きく施設等に給付する額と②国徴収基準額である、利用者が負担する額で構成され、この額は毎年度、内閣総理大臣が定めることとなっています。この①公定価格には、国庫負担金、府費負担金、そして市負担と保護者の利用者負担で構成されています。ここで、図に②国徴収基準額というのがありますが、これは、国が政令で定めた利用者負担の上限の額になります。つまり、保護者の利用者負担額はこの②国徴収基準額を超えることができないということになります。また、法令では、この国徴収基準額の範囲で市町村が利用者負担額を定めるということになっており、本市におきましては、図のようにその一部を市が負担している形になっています。

4ページをお開き願います。

これは、国、府、市及び保護者の負担割合を表したものであり、上段は条例で定める負担割合、下段は平成28年度実績の負担割合のイメージ図になります。今回、見直しの検討が必要と考えているところにつきましては、この図の中で申し上げますと、②国徴収基準額のうち、市負担と保護者負担の割合についてですが、条例上は、市負担25%、保護者負担75%となっていますが、平成28年度実績をみると、市負担29.9%、保護者負担70.1%となっており、この負担割合の乖



離についてどうしていくかということが課題となっています。

次に、5ページをご覧ください。

国徴収基準額と本市の利用者負担額の関係についてです。今、保護者が負担する利用者負担額の上限、つまり国徴収基準額のことをご説明いたしましたが、この国徴収基準額には2つの基準額があります。

1つは資料の左側にあります①利用者負担の上限額基準、もう1つが②給付単価の限度額というものです。まず、①上限額基準についてですが、7ページ、別紙1をご覧ください。

こちらは平成29年度の基準になりますが、左から教育標準時間認定の子ども、1号認定と保育認定の子ども、真ん中の2号認定と3号認定にわかれています。この1号認定とは主に幼稚園を利用する子ども、2号認定は満3歳以上で主に保育所を利用する子ども、3号認定は満3歳未満で主に保育所を利用する子どものことです。表のとおり、1号認定、2号認定、3号認定、また市民税所得割課税額により上限額基準が変わってきます。例えば、2号認定の保育標準時間をご覧ください。階層区分①生活保護世帯は0円となっており、保護者負担はありません。2段目には、②市町村民税非課税世帯で6,000円、その下の③所得割課税額が48,600円未満の世帯で16,500円となっています。この表にあるそれぞれの額が上限額基準になります。

次に、②給付単価の限度額についてですが、8ページ別紙2をご覧ください。

こちらは、それぞれの施設が児童1人を保育するのに必要な額を、毎年度、内閣総理大臣が定める公定価格の単価表になります。この表の上部に、地域区分①、定員区分②、認定区分③、年齢区分④、その横には、基本部分、基本加算部分とありますが、公定価格は、地域や施設の定員により額が変わってきます。施設規模である定員が増えると単価は少なくなり、定員が少ないと単価は大きくなります。また、表の上部の見出しの右側、基本加算部分の中に所長設置加算とありますが、これは施設に保育所長を配置していると表にある金額が加算される仕組みとなっており、例えば、所長を配置していなければ、その金額は加算されない仕組みとなっています。つまり、同じ保育所であっても、どの地域に設置されているか、定員が何人か、どういう加算があるかで、児童1人あたりを保育するのに必要な額（公定価格）が変わってくるということになります。そして、この表にある基本分単価や所長設置加算などを合計したものが②給付単価限度額となり、施設によってこの給付単価限度額は変わってくるということになります。

す。例えば、定員 20 人の保育所で、4 歳以上児の基本分単価を見ていただくと、93,400 円となっています。もし、所長も何も加算のない保育所であった場合、この 93,400 円が給付単価限度額になる、もし、この保育所で所長がいれば、この 93,400 円に右端にある所長設置加算の 24,340 円を足した額が給付単価限度額となります。なお、給付単価限度額に含まれる項目は法令で決まっております、表でいいますと、基本部分の中にある基本分単価、このページの右端ある所長設置加算⑧、9 ページにいきまして、3 歳児配置改善加算⑨、右端の夜間保育加算⑩、11 ページにいきまして、主任保育士専任加算⑬、事務職員雇上費加算⑭、冷暖房費加算⑮になります。この項目すべてを実施している施設は、これらを加算した額が給付単価限度額となり、すべての加算項目を実施していない施設は、基本分単価が給付単価限度額となります。

5 ページに戻っていただきたいと思います。このイメージ図にありますように、③国徴収基準額の中にある 2 つの基準額、①上限額基準と②給付単価限度額を比較して低い方を保護者の利用者負担の限度額とすることになっています。

本市では、条例で「茨木市利用者負担額」は③国徴収基準額の 75%と定めており、上限額基準か給付単価限度額の低い方に 75%を乗じた額が保護者の利用者負担額となっております。それが、13 ページ、別紙 4 の茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額徴収基準額表となります。

これまで国徴収基準額についてご説明いたしましたが、具体的に 7 ページと 8 ページの数字で説明していきたいと思います。もう一度、8 ページをご覧ください。

例えば、定員 100 人で、すべての加算を実施していない施設を例でみてみますと、定員が 100 人ですので、定員区分の 91 人から 100 人までとなり、2 号の 4 歳以上児でみてみますと、金額が 35,480 円となっています。これが給付単価限度額となります。この額は、2 号認定の 4 歳以上児となりますので、この額と 7 ページの 2 号認定、満 3 歳以上の保育標準時間を比べると、①生活保護世帯は上限額基準 0 円、給付単価限度額 35,480 円となり、その低い方は 0 円となることから、国徴収基準額は 7 ページの上限額基準が採用され、0 円となります。このようにみていきますと、②市町村民税非課税世帯では上限額基準 6,000 円、給付単価限度額 35,480 円となり、国徴収基準額は低い方である上限額基準 6,000 円となります。

7 ページの階層区分の⑤所得割課税額 169,000 円未満の欄をご覧ください。利用者負担は 41,500 円となっています。これと給付単価限度額 35,480 円を比較しますと、今度は給付単価限度額 35,480 円の方が低くなっています。したがって、この階層では、国徴収基準額は給付単価限度額 35,480 円を採用することになります。このように、それぞれの所得階層区分ごとに比較し、7 ページにある上限額基準と 8 ページ以降にある施設ごとの給付単価限度額を比較して低い額が、法令で定められている保護者が負担する利用者負担の上限額になります。

この上限額基準と給付単価限度額の低い額に 75% を乗じた額を茨木市の利用者負担額としています。しかし、上限額基準を採用している所得階層区分では、所得階層によっての違いはありますが、所得階層が同じであれば単価が 1 つしかありませんが、給付単価限度額を採用している所得階層区分では、給付単価限度額は施設によって変わるため、保護者の利用者負担額も同じ茨木市内の保育所でも変わってくることになってしまいます。

6 ページをご覧ください。上の表ですが、これは、施設によって利用者負担額がどうなるかを表したものです。表の真ん中ぐらい、太い枠で囲っている部分を見ていただきますでしょうか。同じ 3 歳児で所得階層も同じ子どもが、それぞれ定員の違う保育所に通っているとします。項番 3、A 保育所の c は定員 70 人の保育所に通っており、この保育所の給付単価限度額は②給付単価限度額の欄の右の計欄をみますと 71,410 円となっています。上限額基準 58,000 円と給付単価限度額 71,410 円の低い額は 58,000 円となり、利用者負担の算定の基礎となる国徴収基準額は 58,000 円になります。次に、B 保育所の d は、定員 120 人の保育所に通っており、この保育所の給付単価限度額は 53,690 円となって、上限額基準 58,000 円と比べると給付単価限度額 53,690 円の方が低くなり、利用者負担の算定の基礎となる国徴収基準額は、53,690 円となります。また、C 保育所の e は定員 150 人の保育所に通っており、この保育所の給付単価限度額は 49,940 円で上限額基準 58,000 円と比べると給付単価限度額 49,940 円の方が低くなり、国徴収基準額は 49,940 円となります。このように、保育所によって給付単価限度額が変わるため、その額をもとに利用者負担額を算定しますと、矢印の右側の金額のように、同じ茨木市内の保育所でも通う保育所によって利用者負担額も変わってしまうことになります。

5 ページの下部分④本市の利用者負担額の設定についてをご覧ください

います。

そこで、本市では、給付単価限度額をもとに利用者負担額を算定する場合は、施設によって利用者負担額にばらつきが出ないように、公定価格表の 111 人から 120 人定員の区分に 75% を乗じた額を利用者負担額と定めています。これは、本市では、定員規模にかかわらず、すべての施設において、同じ質の保育の提供が行われているとの観点から、利用者負担についても同じ負担とすることが望ましいと考え、このように設定しています。なお、定員区分について、120 人を採用した理由につきましては、従来から採用されており、過去の設定時の施設規模の平均が 120 人の定員区分であったことから採用されている状況となっています。

6 ページをご覧ください。④本市の利用者負担額の設定についてのところになりますが、①上限額基準と⑤定員区分 120 人の給付単価限度額を比較し、低い方に 75% を乗じることで、右側の表の利用者負担額のように、施設によって異なる給付単価限度額でも同じ利用者負担額になります。そのため、⑥本市の国徴収基準額に対する④本市の利用者負担額の割合は 75% になっていない状況ということもこの表からわかります。

それでは、15 ページをお開き願います。

この表は、保育所等の利用者負担額の負担割合の推移を表しています。表の右、⑫負担割合をご覧ください。この欄は、⑧国徴収基準額に対する⑩保護者の利用者負担額の割合を示しています。条例では保護者負担を 75% と定めていますが、実態は平成 18 年度までは保護者負担 75% 程度で推移していますが、その後は保護者負担 70% 程度で推移しております。

次に、下の段、⑮の負担割合をご覧ください。この欄は、国徴収基準額に対する市負担分の割合を示したものです。条例では市負担を 25% としていますが、実態は平成 18 年度までは 25% を少し切るぐらいで推移していますが、その後は 30% を少し切るぐらいで推移しています。

16 ページをご覧ください。

この表は、幼稚園等の利用者負担額の負担割合の推移を表しています。こちらについては、平成 27 年度と 28 年度の 2 年分しかありませんが、幼稚園は平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が始まり、保育所と同じ利用者負担額の考え方が導入されたため、2 年間の実績となっております。この表の右、⑫の保護者の負担割合をご覧ください。

す。条例では保護者負担 75%と定めていますが、実態は 70%程度となっていることがわかります。

次に、下の段、⑮の負担割合をご覧ください。条例では市負担を 25%としていますが、実態は 29%程度となっています。

以上のことから、保育所、幼稚園ともに条例で定めている市負担と保護者負担の割合について実態と乖離している状況となっています。

条例と実態との乖離理由等につきましては、今後の審議において説明させていただきたいと考えております。

保育所等の利用者負担額の制度のしくみと現状についての説明は以上となります。

(福田会長) 事務局どうもありがとうございました。

条件と実態ですね、その細かなところについての説明をいただいたということでございます。

保育所等の利用者負担について、何かご質問等ございませんでしょうか。委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

それなら私から 1 ついいですか。1 ページですかね、資料 6 のところ見せていただきますと、1 番、利用者の負担額については 75%と定められているわけですけど、歳入の実態は 70%となってるんだというのが表になっております。2 番目、特定地域型保育事業の利用者負担額についてはそれぞれ A、C、B で割合が書いてありますけども、これについての負担額というのは割合と同等というふうに考えてよろしいでしょうか。

(西川次長) すみません、保育所等の利用者負担額と地域型保育事業の利用者負担の割合は同じかということでしょうか。

(福田会長) そうです。1 の部分でいくと保護者の負担額割合は 75%なんですけども歳入自体は 70%となってますけども、2 番についてもこの 1 に含まれているというふうに考えていいんですかね、この利用者負担額と歳入の実態についてというのについて。

(西川次長) 1 番の利用者負担額というのは、保育所と認定こども園の利用者負担額のところだけの数値を出しております。2 番の特定地域型保育事業となりますと 0 歳から 2 歳の小規模保育事業所という形が主なところになるんですけれども、ここの部分については今回数字のほうはちょっと挙げさせていただいていない形にはなります。

(福田会長) やっぱり挙がってないということですよ、ここ数字が。1 の表と 2 の表を対比するという考え方が正しいのかどうか、すみません、ちょっとわからないというところなんです。

(河井副市長) 会長のご質問の趣旨がこうではないかと思うんですが、この2のところは90、80、70と掲げており、これを条例でうたっているところなんです。この90、80、70と申しますのは1で定めている利用者負担額に対して小規模事業所の利用者負担額については、それに90%を掛ける、80%を掛ける、70%を掛けると、そういう仕組みになっているということをごとうたっているだけのことをございまして、これを今回どうするこうするということではなく、現状をご説明をさせていただいているものです。これは1の70%台のベースになって引きずられておりますので影響はしてくると、そういうことでよろしいでしょうか。

(福田会長) はい、ありがとうございます。

ですので、基本的にはこの1の図ですね。負担割合が70何がしというところが今回の議論で言えば重要なポイントになってくるという理解でいいですかね。

委員の皆さんよろしいでしょうか。

割と新制度について一定の理解があるというのが前提で議論が進んでいるところがありますので、そこらをベースにご理解いただきたいということが1点あるかなというふうに思います。

あと幼稚園についての幾つか制度の枠組みによって見方が違いますよというところがありますので、そこらも前提にこの間の議論に入っていけたらというところをございしますが、割と細かい数字の説明がありましたけども、そこらについてもご理解いただきたいなど。

あとすみません、私のほうからいいですかね。3ページですね、イメージ図なんですけども、このイメージ図を見てみますと、公定価格の①の内訳なんですけども、その線の割合というのはあまり意味がないという理解でよろしいですかね。と言いますのは、国庫負担金が法定2分の1というところの額と市負担金4分の1というところと利用者負担額というところの線の割合みたいなのは、この割合で正しいということですか。2分の1と言ったら真ん中に線が来るかなというのが僕のイメージなんですけども、そこらの理解がちょっとわかりにくいなということなんですけどね。

(西川次長) すみません、この割合ですけれども、まずは公定価格、先ほどちょっと説明させていただいたように保育所等が児童1人当たりを保育するのに必要な額ということで定められたものになります。利用者負担額というのは、当然、所得階層によって負担というのは変わってきますので、この2番の国徴収基準額は、それぞれ違うんで

すけれども、公定価格から国徴収基準額を引いた残りが施設型給付費ということで国、府、市がそれぞれ法定で2分の1、4分の1、4分の1ということでもつ形になりますので、ここは国徴収基準額によって動くという形になりますので。

(福田会長) すみません、それで言うと、この2分の1というのは下から見たほうがいいんですね。施設型給付費(①-②)というところですね。

(西川次長) そうです。

(福田会長) ここで見たときの国庫負担金の法定2分の1で見ますと、なるほど真ん中に来てるなというのがよくわかるなというところなんですけれども、要するに私の最初に目に飛び込んでくるのが①の公定価格というところなので、何となくそこに引きずられて、これ、えらい国の割合少なく見積もられてないですかという気がしたんですが、そうじゃないということが今何となく、よくわかりました。

それから、先ほどご説明いただいたように国徴収基準額、②ですね。これは当然利用者負担額は、実はちょこちょこどころか人によって額は変わってくるんですよ、これがね。なので確かに表にするのが難しいなというところではありますけれども、この利用者負担額は人によっちゃ、どんとくるかもしれせんし、生活保護世帯であればゼロにくるよというふうなものだという理解で何となくわかってきました。すみません、ありがとうございます。

皆さんよろしいでしょうか。すみません、ちょっと私の理解が不足しておりましたけれども、そういったことだということです。

そういう意味で言うと、4ページの割合のところも同じような考え方。ここの1個目についての100%は公定価格の100%なのかな。

(西川次長) はい、そうです。上の公定価格を仮に100%と置いた場合での振り分けをさせていただいているところですよ。

(福田会長) ああ、そっか。

(西川次長) ですので、仮に公定価格を100%とした場合、国と府で45%、市が15%、残りの利用者負担額については、それぞれ、現在市がもたせていただいているのは10%、利用者のほうでもっていただいているのが30%という振り分けになると。国徴収基準額だけで考えますと、下段で書かせていただいているここを100%とした場合、現在、条例上では利用者の負担については75%、市が25%負担という組み立てになっているというイメージ図となります。

(福田会長) はい、わかりました。ありがとうございます。

あと、今後保育料どう設定していくかという基本的な考え方については、今ご説明していただいたものを下敷きにといいますか、ベースにしながら進めていくという理解でいいですか。

(西川次長) はい。そのようにお願いしたいと考えております。

(福田会長) はい、ありがとうございます。

はい、それでは今井委員どうぞ。

(今井委員) 基礎的なところですみません。私の理解不足かもしれないんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいなと思って質問させていただきます。今井です。

利用者負担額というのは、そもそもこの場合は保育園、保育所、認定こども園とかありますけれども、あくまでも標準時間保育、もしくは短時間保育のところの部分だけのことを利用者負担額というふうにお話をされておられますよね。なので、標準時間というのはというところで言っても、正直、公立の保育所だったり私立の保育所だったりこども園だったり、延長の時間というのは多分その施設によってどんどん違ってきてる部分もあると思うんです、延長保育という位置づけが。6時からが延長保育というところもあったり6時半からというのがあるんですけども、結局そうすると、その施設によって違うというところが物すごくいっぱい出てきてしまうんですけども、あくまでもこれは今回の場合、利用者負担額というのは、お昼間の標準時間、短時間保育のどちらかのところだけの利用者負担額というお話なんですよ。最終的には利用者負担ってどんどん加算されていくものなんですけども、いろんなどころの費用が。だけど、あくまでも今回お話をされてるのは、その部分のみという理解でよろしいですか、すみません。

(西川次長) はい。今回、主にご意見をいただきたいという部分については、今井委員おっしゃったように保育の必要な部分、標準時間、短時間の部分の利用者負担額の部分ということになります。

今おっしゃっていただいた保育認定時間を超えた部分の延長保育とかいう部分については、先ほど1ページ目の現状と課題のところで説明させていただいたように、ここの部分についても課題であるというふうに認識していますので、その部分についても今後、ご意見を頂戴したいというふうに、考えているところです。

(福田会長) はい、ありがとうございます。

そういう意味で言いますと、ベースの部分の議論にあわせてさまざまな課題として挙げられている部分についても議論を進めるとい



う理解でよろしいでしょうか。

(西川次長) はい、主に、保育所等利用者負担額というところになりますけれども、新制度後、主な現状、課題でご説明させていただきましたが、実費徴収や上乗せ徴収を含め、改めて、現状説明させていただいてご意見をいただきたいというふうに考えております。

(福田会長) はい、わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

すみません、それでは今日ご説明いただいた部分を下敷きにしながらか今後議論を浮かべていただくということでお願いしたいと思えます。どうもありがとうございました。

とりあえず保育所等の利用者負担額についてはここまでとさせてもらってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは案件の4、その他についてございます。その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そういう意味で言いますと、私のほうから1つ委員の皆さんにお話させていただきたいことがありますけども、今日かなり細かい制度の説明等がございましたが、数字の読み方を始め、なかなか専門的な知識も必要といたしますか、相当込み入った理解が必要な部分もございますので、今日の事務局からの説明をベースにしながら、今後、制度の理解、もしくは疑問点について何かございましたら、先ほど事務局とお話させてもらいましたら、細かいところについてメールか電話等でお問い合わせいただいても結構ですし、必要であればご説明させていただきたいという意識をお持ちですので、また今後、何かわからない点、もしくは疑問なことがありましたら遠慮なく事務局にご連絡をいただきたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の案件全て終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

(中路課長代理) それでは、事務局のほうから今後のスケジュールについて申し上げます。

資料4をご覧ください。

次回、第2回審議会を10月13日金曜日18時30分、(午後6時30分)から諮問及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等並びに学童保育室利用料についての審議をお願いした

いと考えております。また、11月上旬に第3回審議会、11月下旬に第4回審議会を、12月中旬から翌年1月中旬ごろに第5回審議会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会議録について申し上げます。

本日の会議録につきましては、速やかに作成し、後日委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。また冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに保育幼稚園総務課のホームページにおきましても掲載してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(福田会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第1回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。